令　和　４　年　度

定期監査（工事監査）結果報告書

伊予市監査委員

伊予市監査委員報告第１７号

令和５年３月３日

伊　予　市　長　武　智　邦　典　　様

伊予市議会議長　谷　本　勝　俊　　様

伊予市教育長　上　岡　　孝　　様

各　委　員　会　及　び　委　員　　様

伊予市監査委員　森　本　　明

伊予市監査委員　北　橋　豊　作

定期監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき実施した令和４年度定期監査（工事監査）の結果について、同条第９項の規定により報告いたします。

監　査　結　果　報　告　書
（工　事　監　査）

1　監査の対象

Ⅰ　（土木）第 26 号　国補第 3002 号市道日尾野引坂線道路災害復旧工事

Ⅱ　（土木）第 56 号　泉町地区雨水排水路整備工事

2　監査の期間

令和５年１月 23 日から 24 日まで

3　監査の実施要領

監査対象として、抽出により上記工事の監査を実施した。当監査は、あらかじめ対象工事の担当部局から設計図面等、工事関係書類の提出を求め審査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

なお、当監査の実施にあたっては、公益社団法人　大阪技術振興協会へ技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

4　監査の結果

公益社団法人　大阪技術振興協会から提出のあった「令和４年度工事監査技術調査結果報告書」と併せ、対象工事の書類及び現場を監査した結果、概ね良好と認められた。

しかしながら、次の個別工事の所見で示すとおり、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正な対応に努められたい。

なお、細部にわたる事項、その他軽易な事項については、同工事監査技術調査結果報告書の指摘のとおり、その都度関係者に指導したので記述は省略した。

5　個別工事についての所見

Ⅰ．（土木）第 26 号　国補第 3002 号市道日尾野引坂線道路災害復旧工事

（１）工事の概要

①　工事場所

伊予市双海町上灘地内

②　工事受注業者

株式会社　伊予ブルドーザー建設（請負額 56,934,350 円）

③　委託設計業社

株式会社　愛媛建設コンサルタント

④　工　期

令和４年７月 29 日から令和５年３月 10 日まで

⑤　工事担当課

土木管理課

⑥　工事概要

復旧延長	Ｌ＝52.8m	道路幅員	Ｗ＝3.0～4.0m
排土工	Ｖ＝345m^3	ﾌﾞﾛｯｸ積工	Ａ＝174m^2
大型ﾌﾞﾛｯｸ積工	Ａ＝42m^2	張ｺﾝｸﾘｰﾄ工	Ｖ＝3m^3
ｶｺﾞ枠工	Ａ＝34m^2	吹付法枠工	Ａ＝291m^2
植生工	Ａ＝223m^2	横ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工	Ｎ＝11 本
ｸﾞﾗﾝﾄﾞｱﾝｶｰ工	Ｎ＝10 本	側溝工	Ｌ＝53m
横断排水工	Ｌ＝21m	小段排水工	Ｌ＝41m
防護柵工	Ｌ＝40m	舗装工	Ａ＝222m^2
雑工(取付工)	Ａ＝5m^2	工事用道路工	Ｌ＝26m
大型土嚢工	Ｎ＝8 袋	ﾓﾉﾚｰﾙ工	Ｌ＝22m

（２）書類調査における所見

工事関係資料として提出された関係書類を基に、本工事の計画・設計・積算・契約・仕様・施工管理・品質管理・検査等の各段階における技術的事項の実態を吟味した。その結果は、総括的には良好であり評価できるものと判断されるが、下記の事項について留意されたい。

ア　特記仕様書には頁を記しておくこと。

イ　施工計画書に記載されている環境対策が、今後の施工より実施されているかを確認すること。

ウ　施工計画書について、愛媛県共通仕様書に有る施工計画作成の手順に従って構成や項目を作成されたい。

エ　工程表に出来高曲線を記入して再提出させることが望まれる。

オ　施工方法の項目では、最初に全体工程フローを記載させることが望まれる。

カ　準備工では、測量基準点の設置方法及び測量成果の提出を記載することが望まれる。

キ　施工管理計画書承認の場合は、内容をよく確認の上、不備を訂正させてから承認するように改善されたい。

ク　安全管理計画や緊急対策組織表には、トップに現場組織表に載っていない人名が記載されている。現場の統括者が現場代理人となるよう請負業者に指導されたい。

ケ　特記仕様書に実施を要求されている事案で、まだ実施されていない項目を確実に実施するよう請負業者に指導されたい。

（３）工事現場実査における所見

ア　現場は工事着手したばかりであるが、現場前後に、進入・転落を防止する柵等が設置されていない。市道入口付近に立入禁止の看板は設置されていたが、これだけでは第三者の進入車両が現場で転落した場合、管理責任を問われかねない。立入禁止処置を早急に実施することが望まれる。

イ　法定掲示物の掲示板は、作業場所付近の見やすい場所に設置することが望まれる。

ウ　工事進捗については、令和５年１月末の時点で、当初計画より着手が遅れ工事が遅れている状況である。本調査時点では、工期延期は必然であるが、厳格な工程管理を行い梅雨の時期までには完工するように心掛けて頂きたい。

エ　残工事は天候に左右されやすい工種が多く、工程遅延などに繋がりやすい状況にある。特に法面工や舗装工などは、昨今の降雨・降雪等に影響され易く、路面凍結などによる事故が多いため天気予報に配慮して施工されたい。また、作業員の確保が難しい年度末に差し掛かるので、特記仕様書にもある新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため毎朝の体調確認や消毒等、実効性の有る対策が必要である。

Ⅱ．（土木）第 56 号　泉町地区雨水排水路整備工事

（１）工事の概要

①　工事場所

伊予市中山町中山地内

②　工事受注業者

株式会社　久保組（請負額 19,690,000 円）

③　委託設計業社

株式会社　橋本測量設計

④　工　期

令和４年 11 月４日から令和５年３月 24 日まで

⑤　工事担当課

土木管理課

⑥　工事概要

施工延長	Ｌ＝185.2m
Ａ路線	Ｌ＝146.1m
Ｂ路線	Ｌ＝39.1m
コンクリート台付管Φ500	Ｌ＝140m
コンクリート台付管Φ300	Ｌ＝16m
ポリエチレン管Φ300	Ｌ＝23m
舗装工	Ａ＝633m^2

（２）書類調査における所見

工事関係資料として提出された関係書類を基に、本工事の計画・設計・積算・契約・仕様・施工管理・品質管理・検査等の各段階における技術的事項の実態を吟味した。その結果は、総括的には良好であり評価できるものと判断されるが、下記の事項について留意されたい。

ア　特記仕様書には頁を記しておくこと。

イ　施工計画書に記載されている環境対策が、今後の施工より実施されているか確認することが望ましい。

ウ　施工計画書について、舗装版切断の項目に「汚泥は、（株）愛媛カッター工業が適正に処理する。」とあるが、少量であっても産廃はあくまで元請責任であるので、汚泥の処理計画書を提出するよう指導することが望まれる。

エ　緊急時の連絡系統図の中心が（株）久保組となっているが、あくまで中心は作業所なので、現場事務所がない場合は現場代理人の人名を記載するよう請負業者に指導されたい。

オ　悪天候時の工事中止と対応について、降雨だけではなく悪天候の項目全てに対して記載させることが望まれる。

カ　特記仕様書に実施を要求されている事案で、まだ実施されていない項目を確実に実施するよう請負業者に指導されたい。

（３）工事現場実査における所見

現場状況を調査したところ、着工間近で成果物もほとんど無い状況であったが、現場の施工状況は良好で整理・整頓も行き届いていた。

また、法廷掲示物を掲示した掲示板も設置されており、特に問題となるところはなかった。

６　おわりに

監査対象となった２件の工事について、以上の留意点はあるものの、概ね適正に施工されていることが確認できた。

公共事業の遂行に関しては、発注者である市、設計業者及び工事請負者が一緒になって研鑽を深めながら、個々の技術力の向上に努められるとともに、行政として市民への十分な説明責任を果たすことを期待する。

市は工事技術調査の結果における提言を活かし、今後も、安全管理の徹底を図るとともに、適正で円滑な施工に努められたい。